

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

山口県高等自動車学校

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：新規採用において、指導員の女性の採用比率 30 パーセントを目指します。

(現在、過去 5 年間の女性の採用比率は 13 パーセント)

<対策>

●令和 2 年度 8 月～

採用選考過程において女性応募者と女性社員とが直接対話できる場を多く設けます。

●令和 2 年度 8 月～

ホームページにおいて活躍する女性社員を積極的に紹介します。

目標 2：子育てを支援する多様な働き方に関する制度の導入など、仕事と家庭の両立を支援します。

<対策>

●令和 2 年度 8 月～

時間を有効に活用できる柔軟な働き方の制度導入を目指します。

●令和 2 年度 8 月～

女性の活躍推進のために必要な施設や設備を、社員の意見や要望、職場の実情を踏まえて設置し、又は充実させ、より快適な職場環境を整備します。